

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第6号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																					
<p>(級別資格基準表)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、<u>下段</u>の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第3 学歴免許等資格区分表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 短大卒</td> <td>(1) 短大3卒</td> <td>ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ～エ 略</td> </tr> <tr> <td>(2) 短大2卒</td> <td>ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ～エ 略</td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">3・4 略</td> </tr> </tbody> </table>		学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	1 略			2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ～エ 略	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ～エ 略	(3) 略		3・4 略			<p>(級別資格基準表)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める左欄の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、<u>右欄</u>の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第3 学歴免許等資格区分表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 短大卒</td> <td>(1) 短大3卒</td> <td>ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ 略</td> </tr> <tr> <td>(2) 短大2卒</td> <td>ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～エ 略</td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">3・4 略</td> </tr> </tbody> </table>		学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	1 略			2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ 略	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～エ 略	(3) 略		3・4 略		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																					
基準学歴区分	学歴区分																																						
1 略																																							
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ～エ 略																																					
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ～エ 略																																					
	(3) 略																																						
3・4 略																																							
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																					
基準学歴区分	学歴区分																																						
1 略																																							
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ 略																																					
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～エ 略																																					
	(3) 略																																						
3・4 略																																							

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。